

事務連絡
令和2年4月17日

介護保険サービス事業者
地域密着型介護保険サービス事業者
介護予防・生活支援サービス事業者
有料老人ホーム運営事業者 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長
高齢福祉課長

介護サービス事業に係る各種書類の提出方法について（通知）

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

これまで介護サービス事業に関する各種書類の提出について、適宜郵送等による受理を行っていましたが、今般の新型コロナウイルス感染症における感染拡大防止の観点から、各務原市（介護保険課施設指導係・介護保険係、高齢福祉課地域支援係）に提出いただく各種書類について、郵送による提出を可能な範囲で検討いただくようお願いします。

また、必ずしも紙媒体である必要がない書類については、FAXや電子メールへの添付による提出もご検討ください。

1. 郵送で対応可能な書類の例

申請書（短期入所半数超え、軽度者レンタル、負担限度額認定申請、送付先変更）
変更届、各種加算の算定に係る届出 など

2. 郵送やFAX、電子メールへの添付で対応可能な書類の例

届出書等（居宅届出書、自己作成、再交付申請、過誤申立依頼、住所地特例連絡票）
運営推進会議の議事録、事故報告書、住所地特例対象施設に係る報告 など

お問い合わせ先	各務原市健康福祉部 介護保険課施設指導係・介護保険係 各務原市健康福祉部 高齢福祉課地域支援係
電話番号	介護保険課施設指導係：058-383-2067（直通） 介護保険係：058-383-1778（直通） 高齢福祉課地域支援係：058-383-2124（直通）
FAX	各務原市役所：058-383-6365（代表）
Eメール	介護保険課： kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp （代表） 高齢福祉課： kfukusi@city.kakamigahara.gifu.jp （代表）